

## 前回指摘事項について

	委員指摘事項	対応案
第 5 次 報 告 案 に つ い て	伊勢湾における産卵等の状況について、漁獲量の多いところが必ずしも産卵場であるとは言えないため、断定した書き方でなく、「漁獲量が他の水域と比べて多い水域については産卵場を含む可能性が高いとみなすと」としてはどうか。	東京湾及び伊勢湾の双方について、御指摘の通り修正を行った。 (資料5、p4 上から4行目及びp6 上から8行目)
	伊勢湾における地形等の状況について、「おおむね水深30mの一部」は「おおむね水深30m以浅の一部」の誤りではないか。	御指摘の通り修正を行った。 (資料5、p6 上から1行目)
	伊勢湾における主要な産卵場・生育場について、「10m以浅の海域及び干潟部を除き特別域としては適当とは考えられない」と言い切ってしまうと良いのか。湾口部では30m以深の部分も特別域に入っている。	水深を明記せず、貧酸素水塊の発生が特別域の指定に影響していることを示すよう修正を行った。 (資料5、p6 下から5行目)
	伊勢湾における特別域指定の考え方について、湾口の「水深30m以深を含む」という記載は「水深30m以深の部分も含む」とした方が分かりやすいのではないか。	御指摘の通り修正を行った。 (参考資料1、p9 上から8行目)
都道府県による水生生物保全環境基準の類型指定の進捗状況はどうなっているか。	全国の都道府県による水生生物保全環境基準の類型指定状況を整理した。 平成23年8月現在、16道府県で552水域が類型指定されている。(参考資料2)	